

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	汚染土壌処理業者が処理基準に適合しない処理をした時の改善命令
概要	土壌汚染対策法では、汚染土壌処理業者により汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命じます。
根拠法令等 及び条項	土壌汚染対策法第24条 汚染土壌処理業に関する省令第5条 ( <a href="https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a> )
処分基準	○汚染土壌の処理に関する基準（汚染土壌処理業に関する省令第5条） 一 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。 二 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。 三 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するために必要な措置を講ずること。  等、汚染土壌処理業に関する省令第5条各号（第1号～第28号）に定められています。
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html</a>
備考	